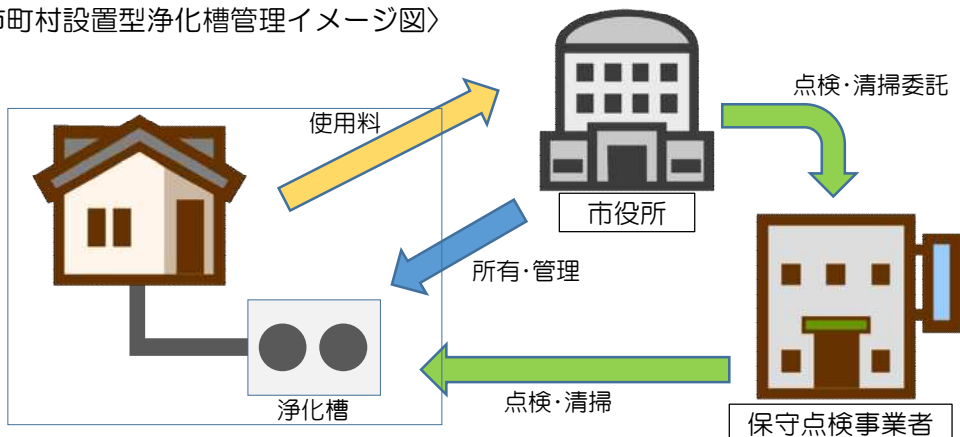


## 市町村設置型浄化槽の譲与(無償譲渡)について ご協力をよろしくお願いいたします。

### ▼市町村設置型浄化槽とは

市町村が所有・管理し、使用される方に使用料を支払っていただく浄化槽です。  
豊後大野市内では、緒方町の農業集落排水事業の計画区域外を対象に平成6年度から平成20年度にかけて662基が設置されました。

〈市町村設置型浄化槽管理イメージ図〉



(※別途大分県環境管理協会による年1回の法定検査あり。)

### ▼譲与を行う理由

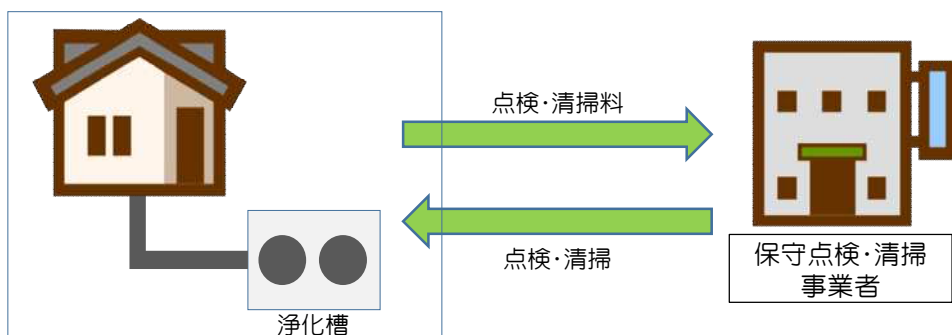
豊後大野市内の住宅に設置されている合併処理浄化槽のうち、市町村設置型は全体の約3%程度であり、それ以外は個人で所有・管理されていることから、管理等の平等性を確保するため、**全て個人管理へ移行すること**としました。

また、空き家になった際、浄化槽のみ市の所有物として管理することが難しくなることや、国より、市町村設置型浄化槽の事業を独立採算を基本とする公営企業化することが求められていることも、個人譲与を行う理由となっております。

### ▼譲与後の管理について

譲与日以降は保守点検事業者、清掃事業者と直接の契約により管理をお願いします。

〈譲与後の浄化槽管理イメージ図〉



※上の図では保守点検と清掃を1事業者で表示しておりますが、別々の契約でも構いません。

なお、浄化槽の清掃を行えるのは豊後大野市内では(株)豊肥環境センターのみとなります。

※上記とは別に公益財団法人大分県環境管理協会による年1回の法定検査があり、検査料は大分県環境管理協会へのお支払いとなります。

## ▼管理費用について

譲与を受けた後、これまでの使用料より管理費用が高くなる場合がございますが、一般的な合併処理浄化槽の維持管理費用となりますことをご理解くださいますようお願いいたします。

また、市町村設置型浄化槽の使用料は、これまで使用人数により算出する計算方法でしたが、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査料は浄化槽の人槽（大きさ）による算出方法となっていますので、令和7年7月より浄化槽の人槽（大きさ）による算出方法に見直しをさせていただきます。詳細は別紙「浄化槽使用料の改定について」をご覧ください。

今後の使用料には事務経費や修繕料を見込んだ額を加算させていただくことから、一般的な浄化槽設置の方より費用が高くなる場合もございますので、この機会に譲与にご賛同いただきますようお願いいたします。

なお、譲与日より1年以内に発生した修繕箇所につきましては市が修繕いたします。（譲与契約書第6条記載事項。）

## ▼譲与契約について

譲与は所有権の移転となるため、**譲与契約書の作成が必要**となります。また、譲与契約は譲与を受けられる方の応諾無しで強制的に実施できるものではありません。市の方針についてご理解いただき、譲与にご賛同くださいますようお願いいたします。

なお、譲与後の保守管理事業者の選定につきまして、市内事業者であればご希望により市から事業者への連絡を行います。



## ▼契約書類の提出について

本市では令和7年7月から使用料を改定させていただきますが、今年度の市町村設置型浄化槽の保守委託契約が令和7年2月末までとなっていることから、令和7年3月1日の譲与を基本とさせていただきます。譲与に応じていただける場合は、事務処理の都合上、なるべく早めのご提出をお願いいたします。

同封させていただきました契約書類の提出は、大変ご足労をおかけしますが、豊後大野市役所上下水道課（市役所別館）または緒方支所にお越し願います。なお、郵送で提出していただいてもかまいません。

市町村設置型浄化槽の譲与につきましてご理解、ご協力をよろしく願います。

〒879-7198

豊後大野市三重町市場 1200 番地

豊後大野市役所 上下水道課 管理係

TEL：0974-22-3136

## 〈 手続きのご案内 〉

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

### ◆「浄化槽譲与契約書」(2部)

所有者を豊後大野市から個人へ変更するための書類です。契約書は、譲与人(豊後大野市)と譲受人(使用者等)がそれぞれ保管しますので、**2部**ご作成(要押印)、ご提出ください。後日、1部を返送いたします。

契約書第4条の**所有権の移転日は、契約書を提出された翌々月の1日**とし、それまでの間は現在と同じ取り扱いとなります。別の移転日をご希望の場合は書類提出時にお申し出ください。

契約日は豊後大野市が記載いたしますのでご記入は不要です。

### ◆「浄化槽管理者変更届出書」

浄化槽法及び豊後大野市浄化槽法施行細則に基づき、譲与により管理者を豊後大野市から使用者等に変更するための書類です。

### ◆「保守点検事業者の選定等について(依頼)」の作成(必要な方のみ)

浄化槽の維持管理を行うには、保守点検を年3回(20人槽以下の場合)、清掃を年1回行う必要があります。専門事業者と契約し保守点検及び清掃を行っていただくこととなりますが、この様式のご提出で市役所から保守点検を行う事業者へ取次ぎを行います。

個人で直接事業者に連絡される場合はご提出不要です。

#### 《保守点検を行う市内事業者》

県に登録している保守点検を行う事業者で、市内事業者は以下の3社になります。

名 称	住 所	電話番号
(株)豊肥環境センター	豊後大野市三重町赤嶺 1183 番地 1	0974-22-0402
大栄産業(株)大分出張所	豊後大野市三重町百枝 1247 番地 1	0974-22-8218
(株)大の葬祭 ぶんご総合管理事業部	豊後大野市三重町菅生 431 番地 207	0974-22-4139

(市外の事業者でも構いません。)

#### 《清掃業務を行う事業者》 豊後大野市内で浄化槽の清掃ができる事業者は下記1社です。

名 称	住 所	電話番号
(株)豊肥環境センター	豊後大野市三重町赤嶺 1183 番地 1	0974-22-0402

※参考に「浄化槽年間維持費比較(参考)」を裏面に記載していますが、保守点検の金額及びサービス内容は事業者によって異なります。市内保守点検事業者には、依頼があれば見積り等を行っていただくようお願いしておりますので、事業者又は市役所上下水道課にご連絡ください。

### ○法定検査について

浄化槽法第11条に基づき、浄化槽管理者(浄化槽の所有者)は、年1回指定検査機関の行う水質検査を受けなければなりません。

大分県の指定検査機関は、「公益財団法人大分県環境管理協会」になります。

譲与を受けると公益財団法人大分県環境管理協会から検査の案内が年1回送付されますので、案内に応じて検査を受けてください。(検査料は10人槽以下で1回5,000円。)

## 浄化槽年間維持費比較(参考)

### 現行(使用料)

基本料金	660円	一人当たりの加算料金	1,257円
使用人数	1月当たり	年間使用料	
1人	1,920円	23,040円	
2人	3,170円	38,040円	
3人	4,430円	53,160円	
4人	5,690円	68,280円	
5人	6,320円	75,840円	
6人	6,950円	83,400円	
7人	7,570円	90,840円	
8人	8,200円	98,400円	



### 譲与後(保守点検・清掃委託料、法定検査料)

種別	保守点検 清掃委託 (税込)	法定検査料	合計 (年間)
5人槽	38,280円	5,000円	43,280円
6人槽	40,040円	5,000円	45,040円
7人槽	48,620円	5,000円	53,620円
8人槽	53,900円	5,000円	58,900円
10人槽	63,250円	5,000円	68,250円
21人槽	112,420円	10,000円	122,420円
25人槽	123,882円	10,000円	133,882円
5人槽性能評価型	36,322円	5,000円	41,322円

保守点検・清掃委託料は、市が現在行っている保守点検等の内容での見積価格です。

保守点検等の内容及び事業者で金額が異なりますので、上記金額はあくまで参考です。